重要事項説明書別紙

(1)居宅介護サービス利用料金の目安

※負担上限月額等に関する詳細はお住いの市町村窓口へお問い合わせください

※サービス提供を行った際の1回分の概算利用料金（うち利用者負担1割）です。

【基本料金表】

サービス内容	1回の訪問時間	利用料金	利用者負担額
身体介護	30分未満	3,254 円	325 円
	30分～1時間未満	5,141 円	514 円
	1時間～1時間30分未満	7,462 円	746 円
	1時間30分～2時間未満	8,511 円	851 円
	2時間～2時間30分未満	9,593 円	959 円
	2時間30分～3時間未満	10,642 円	1,064 円
	以後30分を増すごとに	1,060 円	106 円
通院等介助(身体介護を伴う場合)	30分未満	3,254 円	325 円
	30分～1時間未満	5,141 円	514 円
	1時間～1時間30分未満	7,462 円	746 円
	1時間30分～2時間未満	8,511 円	851 円
	2時間～2時間30分未満	9,593 円	959 円
	2時間30分～3時間未満	10,642 円	1,064 円
	以後30分を増すごとに	1,060 円	106 円
家事援助	30分未満	1,346 円	134 円
	30分～45分未満	1,950 円	195 円
	45分～1時間未満	2,501 円	250 円
	1時間～1時間15分未満	3,042 円	304 円
	1時間15分～1時間30分未満	3,498 円	349 円
	以後15分を増すごとに	445 円	44 円
通院等介助(身体介護を伴わない場合)	30分未満	1,346 円	134 円
	30分～1時間未満	2,501 円	250 円
	1時間～1時間30分未満	3,042 円	304 円
	以後30分を増すごとに	445 円	44 円

※ 上記の基本料金には、特定事業所加算Ⅰが含まれています。

※ 市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパーを2人派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2人分ご負担いただきます。

【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下記の通り利用料が加算されます。

	早　朝	昼　間	夜　間	深　夜
時　間　帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
加算割合 (基本料金に加算)	25/100	－	25/100	50/100

② 当事業所のとっている体制又は対応の内容により、下記の通り料金が加算されます。

加算の種類	加算額	利用者負担額	要件・算定回数等
初回加算	2,120 円	212 円	新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が自らサービスを提供もしくは他ヘルパーに同行した場合に加算します(1か月に1回)。 ※過去２月に当該事業所からサービス提供をしていない場合も同様です。
緊急時対応加算	1,060 円	106 円	居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を、利用者またはその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます(1か月2回まで)。 ＊身体介護・通院等介助(身体介護を伴う)のみ
特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の20/100	左記の1割	国が定める基準に適合するものとして届出しております。
利用者負担上限額管理加算	1,590 円	159 円	利用者の負担上限月額を超えて負担額を徴収しないよう、複数事業所等の負担合計額の管理を行った場合、対象となります(1か月に1回)。
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	基本料金 +各加算･減算 ×456/1000	左記の1割	当事業所では、国の処遇改善加算を算定し、その分を職員の賃金や研修に充てることで、支援の質を高める取り組みをしています。